

入札参加有資格者の皆様へ

平成26年11月
大阪市契約管財局契約部

工事請負契約書第11条第3項の取扱いについて

本市では、平成23年9月から、工事請負契約書第11条第3項として、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等の一定の要件のもとに、現場代理人の工事における常駐を要しないこととすることができる規定を設けています。

この規定の運用については、次の各号のいずれかに該当する場合のみ、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとしています。

このたび、その運用のうち、工場製作のみが行われている期間について、当該工場製作過程については、同一の工場内であるかを問わない旨を明記して、より範囲を明確にします。（平成26年12月1日以後に発注する案件から実施します。）

常駐を要しない期間中は、他の常駐を要しない工事の現場代理人及び建設業法における専任を要しない技術者を兼務することができます。

その場合、常駐を要しない期間及び兼務する現場等について、工事請負契約締結後に発注者との間で書面により明確にしてください。

記

- 1 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 2 第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作（同一工場内であるかを問わない）のみが行われている期間。
- 4 前3号に掲げる期間のほか、工期内において工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。